



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年8月27日火曜日 第2499号

◇ 目 次 ◇

民生委員の定数..... (保健福祉課) ... 649
 指定障害児通所支援事業の廃止..... (障害福祉課) ... 649
 指定障害福祉サービス事業者の指定..... (") ... 650
 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し..... (") ... 650
 公共測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 650
 介護員養成研修事業者の指定..... (中予地方局地域福祉課) ... 650
 建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 650
 道路の区域変更(一般国道378号)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 651

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 651
 危険物取扱者法定講習会の実施..... (消防防災安全課) ... 651

告 示

○愛媛県告示第967号

民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条の規定に基づき、民生委員の定数を次のように定め、平成25年12月1日から施行し、民生委員の定数(平成22年8月愛媛県告示第904号)は、平成25年11月30日限り、廃止する。

平成25年8月27日

愛媛県知事 中村時広

市 町 名	定数(人)
今 治 市	413
宇 和 島 市	283
八 幡 浜 市	136
新 居 浜 市	294
西 条 市	297

大 洲 市	163
伊 予 市	102
四 国 中 央 市	223
西 予 市	164
東 温 市	66
上 島 町	29
久 万 高 原 町	66
松 前 町	61
砥 部 町	48
内 子 町	76
伊 方 町	65
松 野 町	20
鬼 北 町	49
愛 南 町	91

○愛媛県告示第968号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年8月27日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指 定 障 害 児 通 所 支 援 の 種 類	廃止に係る指定障害児通所支援事業所		廃 止 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850100052	有限会社佐伯電器	松山市古川北3丁目4番32号	佐 伯 英 三	児童発達支援	パーソナルアシスタント青空児童デイサービスセンター	松山市古川北3丁目4番32号	平成25年3月31日
3850100060	特定非営利活動法人家族支援フォーラム	松山市姫原2丁目3番地21	米 田 順 哉	児童発達支援	地域生活支援センター夢ポケット	松山市姫原2丁目3番地10	平成25年3月31日
3850100144	有限会社佐伯電器	松山市古川北3丁目4番32号	佐 伯 英 三	児童発達支援	パーソナルアシスタント青空こどもデイ青空第2	松山市森松町1113番地1	平成25年3月31日

3850100151	株式会社ヒューマンネット	香川県高松市木太町4284番地8	鎌倉 美智代	児童発達支援	ピーターパン	松山市松末2丁目2番26	平成25年3月31日
------------	--------------	------------------	--------	--------	--------	--------------	------------

○愛媛県告示第969号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成25年 8月27日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810600274	株式会社みらい	西条市喜多川173番地1	源 代 達 規	行動援護	ケアサポートみらい	西条市喜多川173番地1 藤田ビル1F西	平成25年7月1日
3810600274	株式会社みらい	西条市喜多川173番地1	源 代 達 規	同行援護	ケアサポートみらい	西条市喜多川173番地1 藤田ビル1F西	平成25年7月1日
3810300446	特定非営利活動法人ゆいまーる	宇和島市寄松甲750番地	松 本 重 昭	就労移行支援	ゆいまーる	宇和島市川内1067番地1	平成25年7月17日
3810300446	特定非営利活動法人ゆいまーる	宇和島市寄松甲750番地	松 本 重 昭	就労継続支援A型	工房ここな	宇和島市宮下字府崎甲73番地第1	平成25年7月17日
3810300446	特定非営利活動法人ゆいまーる	宇和島市寄松甲750番地	松 本 重 昭	就労継続支援B型	ワークスタジオ	宇和島市川内1067番地1	平成25年7月17日

○愛媛県告示第970号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

平成25年 8月27日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	取消しに係る指定障害福祉サービス事業所		取 消 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810200059	アキラ産業有限会社	愛媛県今治市松本町5丁目2番地3	田 坂 力	就労移行支援	ドリーム工房	愛媛県今治市八町東6丁目4番22号	平成25年7月31日
3810200059	アキラ産業有限会社	愛媛県今治市松本町5丁目2番地3	田 坂 力	就労継続支援B型	ドリーム工房	愛媛県今治市菊間町浜1147番地3	平成25年7月31日

○愛媛県告示第971号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 8月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（道路計画）
- 2 作業期間 平成25年 8月27日から
平成26年 1月31日まで
- 3 作業地域 大洲市の一部

○愛媛県告示第972号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年 8月27日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 年 月 日
愛媛県立東温高等学校	東温市志津川960番地	介護職員初任者研修に関する課程	平成25年8月19日

○愛媛県告示第973号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年 8月27日

愛媛県知事 中村時広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般 - 24) 第 12797号	平 成 24年 8月 22日	高 橋 電 工 (有)	高 橋 雅 樹	西 予 市 野 村 町 野 村 13 - 5 - 3	平 成 25年 7月 11日	電 気 通 信 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
(特 - 23) 第 315号	平 成 23年 10月 13日	愛 媛 建 設 (株)	坂 本 信 哉	北 宇 和 郡 鬼 北 町 大 字 永 野 市 22 - 1	平 成 25年 7月 12日	管 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 (一 部)
(般 - 21) 第 2627号	平 成 22年 1月 25日	(有) 中 田 工 務 店	中 田 賢 一	喜 多 郡 内 子 町 本 川 2975 - 1	平 成 25年 7月 23日	建 築 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
(般 - 21) 第 2592号	平 成 22年 1月 19日	(株) 大 任 建 設	鈴 木 善 幸	八 幡 浜 市 産 業 通 3 - 3	平 成 25年 7月 26日	管 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 (一 部)

○愛媛県告示第974号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 8月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町大字下泊字コキウラマツ2222番2地先から 同字2232番まで	旧	メートル 4.1～ 9.2	キロメートル 0.420	
			新	4.1～ 9.2 55.0～ 147.0	0.420 0.200	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 8月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
平 成 25年 8月 9日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ま つ や ま 山 頭 火 倶 楽 部	熊 野 伸 二	松 山 市 堀 江 町 甲 1615番 地 3	この法人は、全国の山頭火ファンと地域住民に対して、松山をこよなく愛し終焉の地とした自由律伴人種田山頭火の顕彰及び交流を行い、地域文化の向上並びに魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

○公 告

危険物取扱者法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による平成25年度危険物の取扱作業の保安に関する講習会を次のとおり実施する。

平成25年 8月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講習の種別、日時及び場所

種 別	日 時	場 所
(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成25年 9月25日（水）午前 9時30分	今治市南宝来町一丁目 9番地 8 今治市総合福祉センター 多目的ホール
	平成25年 10月 3日（木）午後 1時	大洲市東大洲270番地 1 大洲市総合福祉センター 多目的ホール
	平成25年 10月 8日（火）午前 9時30分	八幡浜市北浜一丁目 3番37号 愛媛県南予地方局八幡浜支局 大会議室
	平成25年 10月10日（木）午前 9時30分	宇和島市天神町 7番 1号 愛媛県南予地方局 大会議室

	平成25年10月16日（水）午後 1 時30分	松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁第二別館 大会議室
	平成25年10月17日（木）午後 1 時30分	松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁第二別館 大会議室
	平成25年10月24日（木）午前 9 時30分	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	平成25年11月19日（火）午後 1 時	新居浜市前田町 6 - 9 リーガロイヤルホテル新居浜 石錠の間
	平成25年11月22日（金）午前 9 時30分	西条市喜多川796番地 1 愛媛県東予地方局 大会議室
(2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和60年法律第84号）第 2 条第 6 号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成25年 9 月26日（木）午前 9 時	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8 今治市総合福祉センター 多目的ホール
	平成25年10月16日（水）午前 9 時30分	松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁第二別館 大会議室
	平成25年11月19日（火）午前 9 時	新居浜市前田町 6 - 9 リーガロイヤルホテル新居浜 石錠の間
	平成25年11月21日（木）午後 1 時	新居浜市前田町 6 - 9 リーガロイヤルホテル新居浜 石錠の間
(3) (1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成25年 9 月25日（水）午後 1 時30分	今治市南宝来町一丁目 9 番地 8 今治市総合福祉センター 多目的ホール
	平成25年10月 8 日（火）午後 1 時30分	八幡浜市北浜一丁目 3 番37号 愛媛県南予地方局八幡浜支局 大会議室
	平成25年10月10日（木）午後 1 時30分	宇和島市天神町 7 番 1 号 愛媛県南予地方局 大会議室
	平成25年10月17日（木）午前 9 時30分	松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁第二別館 大会議室
	平成25年10月24日（木）午後 1 時30分	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	平成25年10月25日（金）午前 9 時30分	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	平成25年10月25日（金）午後 1 時30分	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	平成25年11月21日（木）午前 9 時	新居浜市前田町 6 - 9 リーガロイヤルホテル新居浜 石錠の間
	平成25年11月22日（金）午後 1 時30分	西条市喜多川796番地 1 愛媛県東予地方局 大会議室

2 受講申請書の提出期間

平成25年 9 月 1 日から各講習実施日の 2 日前の日まで（土、日曜日及び祝祭日を除く。）

但し、受付した危険物安全協会の管轄以外の会場で受講する場合は、各会場講習実施日の 5 日前まで

3 受講申請書の請求先及び提出先

(1) 受講申請書の請求先

各地区（市）危険物安全協会、各消防本部、県地方局総務県民課及び県地方局支局総務県民室

(2) 受講申請書の提出先

各地区（市）危険物安全協会

但し、受講申請者数が各会場の定員に達した場合は、受付できませんので、あらかじめご了承ください。